

出張手当支給基準

1. 目的

第1条

一般社団法人日本デフバドミントン協会（以下、本協会という）の理事が、全日本ろうあ連盟等、外部団体に派遣した場合は出張手当として、本基準に基づき、出張手当を支給する。

2. 支払方法

第2条

出張手当は代表に対して支払い、本人名義の銀行口座への振込を原則とする。

3. 出張手当の支払対象

この規程により出張手当を支払う対象者は、次に規定する者とする。

- (1) 全日本ろうあ連盟が主催する会議
- (2) 日本パラリンピック委員会が主催する会議
- (3) 日本ろう者バドミントン選手権大会
- (4) 日本ろう者ランキングサーキット大会
- (5) 全国ろう者体育大会
- (6) その他（協会が認められた会議また大会）

4. 出張手当額

第3条

前条（1）、（2）の対象者に支払う出張手当額は別表のとおりとし、当該事業年度の予算額の範囲内で決定する。また、出張手当は年2回／2人までに支給する。ただし、代表理事が必要と認めた場合、会員以外の者に支払いすることができる。（理事会は除く）

5. 支給基準

1人あたり日毎に1日500円とする。ただし、1回につき2,000円を超えない金額とする。半日は支給しない。

- ・例1 開催期間が2日間とする。500円×2日＝1,000円支給
- ・例2 開催期間が5日間とする。500円×5日＝2,500円を2,000円で支給

6. 基準の改廃

第4条

この基準の改廃は、理事会において行う。

附 則

この基準は2018年4月28日から施行する。

【別表1】出張手当額

事業名	出張手当額 (1日につき)
全日本ろうあ連盟主催会議 (デフリンピックなど国際大会に関する会議)	500 円
日本パラリンピック委員会主催会議	500 円
日本ろう者バドミントン選手権大会	500 円
その他 (協会が認められた会議または大会)	500 円

※別途支給がない場合、上記の表に規定した出張手当額を支給する。